

「都市内分権」と社会教育の再編 —教育機能とコミュニティ機能の関連

松田 武雄

1. 自治体改革と社会教育・生涯学習の再編

—日本社会教育学会プロジェクト研究より

日本社会教育学会では、「自治体改革と社会教育・生涯学習の再編」と題するプロジェクト研究を行ってきた。市町村合併と地方分権のもとでの自治体改革に伴って、社会教育・生涯学習の分野がどのように再編成されつつあるのか、その実態と問題点を解明するとともに、再編成のもとでの社会教育ガバナンスの新たな可能性と社会教育実践の創造に向けての課題を探究することが、本プロジェクト研究の課題である。

初回の6月集会(2006年)において、上野景三がプロジェクト研究の課題について、①歴史実証的な研究、②社会教育行政の再編・統合、③社会教育施設・職員の再編成、④社会教育関係団体の統合・再編成、という四点を提起した。その後、②と③を中心に議論してきたが、具体的には、(1)市町村合併のもとでの社会教育行政(施設・職員を含む)の再編成、(2)特に都市自治体における社会教育・生涯学習の再編、(3)指定管理者制度の導入をめぐる問題、に焦点づけて調査研究を行い、合わせて海外の動向にも目を向けた。

まず市町村合併のもとでの社会教育行政の再編成の動態に関して、主として九州地区の事例調査を行ってきた。1市4町4村が合併した鹿児島県薩摩川内市では、教育委員会に社会教育課が設置されたが、全庁的に取り組むとされた生涯学習事業はまちづくりと関連づけて市長部局のコミュニティ課に移管された。また、旧市町村の中央公民館のみ条例公民館として残し、小学校区に設置されていた48地区公民館を廃止して(公民館主事も廃止)、コミュニティセンターとした。センターを拠点にして地区コミュニティ協議会(囑託のコミュニティ主事を配置)が中心となって地域活動を行っている。社会教育課と旧中央公民館は存置されつつも、社会教育の体制は大きく変容した。一方、1市4町が合併した福岡県飯塚市では、予算削減、事業の縮小など自治体改革に伴う一般的な動向が生じているものの、基本的な社会教育の体制は堅持している。市町村合併

に伴う社会教育の再編の実態は、自治体によって多様である。

このような合併に伴う社会教育の再編動向の自治体による違いは、ワーキング・グループで2回にわたり実施した全国の自治体調査の結果にも現れている(小林平造/第53回研究大会、2006年、小林平造・内田純一/2008年度6月集会)。

公民館については、合併後も公民館運営審議会を置いている自治体は82.4%あり、そのうち60.1%は合併前と変化していないと回答している。また、社会教育行政の首長部局への移管については、78.8%の自治体が「移管の動きはない」と回答している。一方、社会教育施設への指定管理者制度の導入について、合併した自治体のうち、導入している自治体は56.8%に対して、43.3%の自治体は「導入しない」と回答しているが、今後、導入される可能性はあり得るだろう。

財政削減の圧力のもと、社会教育の予算縮小や施設・職員、事業等の再編を行いつつ、合併後も社会教育行政の枠組みは基本的に従来通りのままである自治体も、少なからず存在していることをこの調査結果は示している。社会教育の再編は、財政削減、社会教育行政組織の再編、指定管理者制度の導入に典型的に現れているが、従来通りの社会教育行政の枠組みを保持している自治体での社会教育の再編動向にも注目する必要がある。自治体改革のもとで多様な現象形態を見せている社会教育の再編動向について、様々な変動要因に目を向けつつ、行政組織の再編にとどまらない社会教育の再編の動態について考察する必要がある、そのためにも地域・自治体の動態の実証的研究が重要である。

市町村合併の問題とともに、この間のプロジェクト研究において、指定管理者制度の導入をめぐる問題(アウトソーシング)が重要な焦点となったことは、「社会教育の再編」問題においてこれが大きなインパクトを与えていることを示している。2回目のプロジェクト研究(第53回研究大会)において、石井山竜平が「住民参加財」としての施設経営論について、「民営」と「直

営」との単純比較ではなく、どのような官民パートナーシップを組むのか、その質を検証することを提起している。指定管理者制度の導入に関する現状と課題について、公民館（上田幸夫）と文化施設（小林真理）に関する報告がなされ、実態と問題点の把握を共有することができた。しかし、官民パートナーシップの質の検証という課題は、しばらく時間をかけて調査研究していく必要がある。

都市自治体においては、大幅な財政削減が求められる中、社会教育予算・事業の削減、PFIや指定管理者制度の導入が進められ、併せて社会教育行政・施設の再編成が実行されている。都市自治体においては、現在「都市内分権」が重要な課題の一つとなっている。仙台市においても、地域コミュニティの再生に向けた「コミュニティビジョン」の策定が行われており、その中で公民館施設である市民センターの位置づけが取り上げられている。「都市内分権」の体制づくりに社会教育も組み込まれており、今後、その観点から社会教育が再編されていく可能性がある。

社会教育行政の再編成を考える場合、近年、大きな議論になっている教育委員会制度の改革をめぐる問題とも関連づける必要がある。村上祐介は「教育委員会制度の展望と課題」（2008年度6月集会）において、教育委員会制度の改革をめぐる議論とその廃止・見直し論の政策的背景について考察した上で、「教育委員会制度の必置廃止あるいは全面廃止が将来大きな争点となった場合には、社会教育が『捨て石』にされる危険もある」ことを指摘している。そこで、教育委員会制度の存在と社会教育行政との関連を考察するためにも、「制度運用の実態について実証的に検証する」ことを提案している。

本稿では、以上のようなプロジェクト研究の成果を踏まえて、「制度運用の実態について実証的に検証する」という立場から、社会教育の再編下における社会教育の現状分析と社会教育創造の課題について考えてみたい。現在の社会教育再編下における困難な社会教育の現状の中から、一体どのように社会教育創造の可能性を探究できるのか、その理論的な枠組みを構築することが求められているが、そのためにも現段階においては、再編成の実態の中に入り込んで、その実態を実証的に解明することを通じて理論的な探究を行うことが重要である。

とはいえ、実証的な検証を行うための方法論を設定する必要があり、本稿での方法論的視点は次のように限定する。①「都市内分権」における社会教育（施設）

の位置づけ、自治体内における社会教育行政とコミュニティ行政（教育機能とコミュニティ機能）との関連、ここでの社会教育施設職員の有り様に関する考察、②社会教育再編のもとで近隣社会（校区）を基盤とした社会教育創造のための諸要因の考察、「補完性原理」に基づく社会教育ガバナンスの可能性、である。現在、社会教育の再編に伴って否定的な諸問題が噴出しているが、本稿では、その中であって社会教育の創造の可能性をどのように探究できるのかという視点から、政令指定都市の中でも小学校区に公民館を設置してきた福岡市の事例を通して検討を行いたい。

2. 公民館の教育機能とコミュニティ機能

福岡市では、2000年に公民館条例を改正して、新たに公民館の役割として「地域コミュニティ支援」を位置づけた。そして、「生涯学習事業とコミュニティ支援事業を一体的に実施」するために、2004年度に公民館が教育委員会から区役所に移管され、区役所地域支援課が直接、公民館を管轄することになった。同時に小学校区（以下、校区）に自治協議会が組織されることになり、市民局コミュニティ支援課が公民館と自治協議会を所管する担当課となった。しかし、コミュニティ支援課だけでは、公民館とコミュニティ支援（自治協議会）を併せて所管することは困難であるため、2005年度にはコミュニティ支援課から独立して公民館支援課が新設された。こうして公民館に関する業務は、実質的に市民局公民館支援課が担い、直接的な窓口は区役所地域支援課となったのである。

「自治の基礎的な単位となる小学校区」（『福岡市新・基本計画』2003年）の地域コミュニティを活性化するために、公民館の人材育成機能とコミュニティ支援機能を統合して、より狭域の「住民自治・地域自治を推進」し、その活動に対してより広域的な区レベルでの「地域経営の要である区役所」（同上）が支援する、そして市民局のコミュニティ支援課と公民館支援課がこれらを総合的に支援するという「都市内分権」の構図の中に公民館が位置づけられた。従って、公民館は社会教育施設であるとともに、それを越える機能を持たされることになったのである。

公民館の業務に関して、教育委員会による直接執行業務は、基幹的業務＝条例・規則の所管、基本方針の策定、公民館長の任免等、および専門的業務＝社会教育に係わる専門的・技術的事項に関する助言・指導であり、市長部局による補助執行業務は、管理運営業務＝施設の管理、各種事業の実施、地域コミュニティ支

援等、および施設整備業務＝施設の改築や維持管理等である。公民館長は、区長と教育委員会から委嘱を受け、前者が本務、後者が兼務となった。公民館主事は区長からの委嘱となった。

公民館は、教育委員会が所管する公民館条例に基づいて設置されている社会教育施設であり、教育委員会の策定による基本方針に基づいて運営されているが、公民館に係わる実質的な業務は市民局公民館支援課が担っている。歴史的に公民館は地域振興の機能を担っていたという事情からすると、このようなコミュニティ・ビジョンにおける公民館の位置づけは一概に不自然なこととは言えない。ただ、1960年代以降の、教育施設としての公民館の確立に向けた理論的実践的な努力からすれば、教育委員会から市長部局への移管は教育施設としての公民館からの逸脱であると捉えられる。

社会教育と公民館の歴史的性格を踏まえるなら、公民館が単に教育施設としての意義を越えて、狭域的なコミュニティの自治の拠点施設として積極的に機能することは十分に意味のあることである。しかし、市長部局への移管に伴い、教育施設としての意義をどのように担保できるのが課題となる。

その点で、第一に、教育委員会が所管する公民館条例に基づき設置され、教育委員会の策定による基本方針に基づいて運営されているという点が、教育施設としての公民館の運営をある程度保障している。第二に、教育委員会が兼務発令して各区に数名ずつ社会教育主事を配置し、毎年、九州大学で実施している社会教育主事講習に派遣して、社会教育専門職としての養成を教育委員会が責任を持って担っている点も重要である。第三に、市民局公民館支援課の課長以外の4人の職員のうち、係長と主査が社会教育主事経験者であることが、市民局における社会教育施設としての意義をかうじて保持しているが、今後、それが継続されていくのかどうかは見通しがあるわけではない。

公民館が市長部局に移管されたといっても、そこに教育の論理が全く働かなくなるわけではなく、担当者は教育機能とコミュニティ機能の狭間で苦しみながら公民館支援業務を行っており、そうした現場の実態についていねいに検証する必要がある。しかし、市行政全体における社会教育の位置づけは低く、公民館が社会教育施設であることの意味を理解する土壌が形成されているとは言いがたい。ということは、公民館は校区でコミュニティ活動を推進するコミュニティ施設というイメージとして、受け止められている側面もあ

ることを意味している。とはいえ、地域の中に、単なるコミュニティ施設としてではなく、社会教育施設として公民館を理解している住民層が多く存在していることも事実であり、そのような公民館理解は行政にも反映されざるを得ない。

このような公民館イメージは、福岡市における公民館の歴史を通して人々の意識の中に埋め込まれたものである⁽¹⁾。従って、公民館の再編成問題は、ただ単に行政上の問題ではなく、歴史的に形成された人々の認識上の問題としても考える必要がある。とはいえ、公民館が現在、コミュニティ行政に位置づけられている現状の中で、教育・学習を通して住民が育つという社会教育の論理がその中にどのように位置づいていくのか、実態の考察を通して解明していくことが課題となっている。

3. 校区コミュニティへの広域的(区)支援の動態

－三層構造(市－区－校区)における中間支援の問題と苦悩－

各区の中央公民館としての役割を担っていた市民センターは、公民館よりも早く2001年4月に区役所に統合された。もとより市民センターは社会教育施設であるが、一方で、設立当初(1977年以降)より区レベルでのコミュニティ施設としての期待もあり、その駆け引きの歴史的経過を経て、区役所と一体化してコミュニティ支援を行う施設として行政的に位置づけられた。

2004年4月に区役所に地域支援課が新設され、自治協議会を中心とするコミュニティ支援と公民館支援を併せて地域支援課が担い、市民センターは主として人権教育を担うこととなった。市民センターの主催事業として人権教育の講座やイベントを開催するとともに、公民館や校区における人権教育への指導・助言を行うのが主たる業務である。人権教育は補助執行ができない教育委員会の専門的業務と位置づけられているのである。

そのほか区によっては、区レベルの広域的な事業、公民館ではできないようなモデル事業の開発、人材育成のための事業などを実施している。また、様々な団体やサークル等が活動する場の提供も重要な業務である。通常、市民センターには1～2名の社会教育主事が配置され、数人の嘱託職員とともに教育事業に携わっている。社会教育主事は区役所の職員であるが、教育委員会の兼務発令となっている。

市民センターが区役所に統合されたのは、区役所と一体的にコミュニティ支援を行うことが期待されたからであるが、実際にはこのように区役所地域支援課と

市民センターは機能分化してしまった。その結果、かつては市民センターが公民館への指導・助言を行うという社会教育施設内で完結していたことが、分散化してしまったのである。

公民館支援という点では、地域支援課が校区のコミュニティ支援と公民館支援を行い、市民センターが人権教育を通じた公民館支援を行うというように分化している。しかも、町世話人制度を廃止して各校区に自治協議会を創設するのに合わせて区役所に地域支援課を新設したため、地域支援課の業務はほとんど自治協議会の創設とその支援に忙殺されることになり、公民館支援については、地域支援課に配属された1名の社会教育主事が主として担当するという、地域支援課内においても機能分化が生ずることになった。

区役所地域支援課では、係長職が校区担当職員として、1人4校区ほどを担当してコミュニティ支援を担っている。そのうち社会教育主事1名は、公民館支援の業務を任されているため、担当校区は少ない。当初、地域支援課が全体として校区のコミュニティ支援と公民館支援を一体的に行うという理念があったが、自治協議会に係わる業務で精一杯だったことと、社会教育主事以外の校区担当職員は公民館支援のノウハウをあまり有していないという事情により、そのような機能分化が生じてしまったのである。

このような公民館への区レベルでの支援体制の大きな変更の結果、公民館の現場では、行政の支援のあり方に対して不満の声が上がった。市民センターによる一元的な支援がなされていた時代に比して公民館への支援体制が弱くなった、窓口が二元化して混乱する、といった声である。

このような現場における問題提起もあり、「コミュニティ活動の拠点であり、かつ社会教育施設としての公民館に対する区の支援のあり方について」検討するために、2005年度に地域支援課長、市民センター館長等関係課長による「公民館に係る支援方策検討委員会」が設置された。この委員会が「公民館に対するアンケート調査結果を踏まえながら、区役所移管後の公民館の現状と課題を明らかにし、公民館に対する支援方策について検討し、一定の方向性をまとめ」た。さらに2006年度には、各区地域支援部長を中心に、教育委員会生涯学習部長、コミュニティ推進部長、教育委員会生涯学習課長、市民局区政推進課長、同和対策課長、コミュニティ推進課長、公民館支援課長の構成で、新たに検討委員会を設置し、公民館の現状や支援に関する課題整理や解決方策について検討を行った⁽²⁾。

このような検討を経て、公民館支援体制の一元化を図るため、市民センターの社会教育主事を区役所地域支援課に配置し、公民館支援の窓口を一体化するという方向性が出された。2008年度から実施している区もある。このような措置によって、公民館支援の窓口が市民センターではなく区役所に一元化されるわけであるが、公民館全体に係わる支援を担当する社会教育主事と人権教育に関する支援を担当する社会教育主事という、社会教育主事間の役割分担は存在しているし、区役所地域支援課内で、コミュニティ支援と公民館支援をどのように統合していくのかという大きな課題は依然として残されている。

一方、この措置によって、市民センターの空洞化が進むのではないかという懸念もある。すなわち区レベルでの独自の社会教育事業を展開する基盤が弱体化する、ということである。区は校区への支援とともに、区独自の社会教育事業の開発という課題もあり、それがひいては校区支援にもつながるという側面がある。

福岡市の場合、区によって特色があり、社会教育の体制も区によって独自である。ある程度、それぞれの区のスタンスで社会教育を実施することができるようになってきている。とはいえ区が持つ権限はまだまだ少ないため、それぞれの区の創意工夫を生かした公民館支援や区独自の事業開発には自ずと限界がある。

公民館が区役所に移管されてしばらくの間、区による公民館支援の機能は弱体化していた。そこで、市民局コミュニティ推進課が中心となって、校区担当職員の力量形成を図るため、ワークショップなどを通じて研修会を開催したり、担当係長会議を毎月1回開催して、校区の課題について意見交換を行っている。昨年度までの担当係長会議では、自治協議会に関する話題が中心であったが、今年度（2008年）に入ってから公民館支援に関する話題が増え、公民館が区役所に移管されて5年目に入り、ようやく区による公民館支援が担当職員の意識の中で重要課題に浮上しつつあるようだ。この会議には市民局公民館支援課からも参加している。さらに、区役所地域支援課、市民センター、公民館支援課、コミュニティ推進課、生涯学習課による課長会議も開催されており、議論がなされている。

「都市内分権」に社会教育を位置づけることにより、教育機能とコミュニティ機能との関連が問われることになると同時に、「補完性原理」に基づく市の三層構造におけるそれぞれの層の機能と補完関係が問題となるのである。特に最も住民に身近な校区における公民館とコミュニティ活動のあり方、それを支援する区行政

のあり方が重要なテーマとなり、市民センターや公民館の区役所への統合以来、そのことが一貫して議論されてきた。

社会教育行政は今後、どのように推移していくのか、不透明であるが、校区公民館を拠点とした社会教育活動とコミュニティ活動を統合して、住民に最も身近な校区における自治を進め、それを区が支援・補完するというコミュニティ・ビジョンの中に社会教育が位置づけられているのであり、そうした市の戦略との関連で社会教育がどのような現実的な意味を担っているのか、実証的に検証することが求められているのである。

4. 「補完性原理」の要としての公民館主事の力量形成 —社会教育の再編下における社会教育の創造の現場—

「補完性原理」に依拠すれば、校区単位において「多面的な公共性の実現を目指す」ことを一つの理念としている公民館に着目することは重要である。特にその中で、個人や地域の課題解決のために多様な事業を組織しつつ、「多様な主体間の調整や調停により、多面的な相互依存・相互補完・相互抑制の世界を創出」⁽³⁾しようとしている公民館主事は、「補完性原理」を参照する上で要に位置づくものと思われる。

福岡市の場合、公民館主事は専門職として位置づいておらず、囑託職員として地域住民から選出されている。地域住民として同じ校区の中で生活空間を共有している点で有利に作用している面もあるが、採用時において社会教育やコミュニティ支援に関する知識やスキル等を持たないため、採用後、公民館主事としての力量形成をどのように図っていくのかは極めて重要な課題である。「都市内分権」を推進していくためにも、この課題は切実なものとなる。特に市民センターや公民館が区役所に移管された後に採用された公民館主事の場合、それ以前と比較して市民センターからの助言・指導が弱くなり、区役所の校区担当職員からの支援もほとんどないという状況の中で、主事としての力量形成を図っていくことを余儀なくされたため、実態はどうか実証的に検証する必要がある。

そこで最後に、社会教育における「都市内分権」を最も基底において担っている公民館主事の力量形成について、福岡市A公民館主事の事例に即して検証したい。この点は、社会教育の再編のもとで、最も住民に身近な社会教育の現場において、実践創造の可能性について考えることに関わってくるものである。

A公民館の主事であるRさんが採用されたのは2005年であり、公民館が区役所に移管された翌年である。

しかし、2000年から公民館で補助要員として働いていたので、公民館主事の仕事は横で見えていた。とはいえ、2001年に市民センターが区役所に移管されたので、各区の市民センターが公民館を助言・指導するという制度的な枠組みが変更してから公民館で働き始めたと言ってよい。実際、Rさんは、補助要員をしている時にも、主事に対する市民センターからの助言・指導はなかったようだ、と語っている。

公民館主事に採用されると、まず新任職員研修があり、3年目にはフォローアップ研修（再任公民館職員研修）がある。公民館支援課による研修である。また、区役所地域支援課が年に6～7回の研修会を企画して実施している。そのうち半分は人権教育に関する内容である。この研修会は、各区の社会教育主事の裁量に任されているため、区によってかなり多様である。A公民館が所属する区では、まず地域支援課が原案を作り、それを三者会（区役所職員と、館長・主事数名で構成されている）で協議、検討し、プログラムを作成している。講義、互いの実践を学び合うワークショップ、さらに公民館職員自らが調査研究するような研修もある。また、区単位の公民館連絡会は月に1回開かれている。

A公民館が所属している区では、2005年に「主事勉強会」をその区の主事全員が参加して自主的に始めた。新しく採用された公民館主事が増えたことにより、みんなで学習しようということになり、自主的に始まったものである。毎月1日に区役所に集まり、日誌の書き方など事務的な内容から裁判員制度など現代的な課題の学習まで幅広く学んでいる。今年度から世話人を2人決めて運営している。また、積立を行って旅行に出かけ交流を深めている。

R主事は、このような制度的な研修と自主的な研修で学ぶほかに、様々なツールを用いて公民館主事としてのスキルアップを図っている。研究会に参加し、月刊誌に掲載された論文や実践報告を読み、他の機関が主催している講座に参加するなどして、公民館主事として必要な学習を行っている。

また、先進地視察研修として、市内の他区の公民館を視察して交流を図っている。福岡市では、区を越えて公民館どうしが交流する場がないからである。ほかにR主事は、個人的にホームページを通じて他館の事業の情報を得たり、電話で情報交換をしている。

区役所の校区担当職員は週に1～2回、来訪するが、ほとんど自治協議会の事務室（公民館の1室）を訪ねているので、自治協議会担当の職員というイメージだ

と言う。従って、区レベルで公民館を日常的に支援する体制はないものと思われる。そこで、教育委員会生涯学習課が作成している『公民館運営の手引き』や公民館支援課が作成している「公民館主催事業方針」を参照しながら事業編成を考えている。特に相談したいことがあれば、地域支援課の社会教育主事を訪ねている。

R主事は、いま地域にとって何が必要なのか、誰にとって必要なのか、あるいは現代的な課題は何なのか、ということを考えながら事業編成をしていると言う。小学校と連携した環境問題の講座、「転勤族」の多い校区として新しく転入した住民を意識した講座、地域団体との連携事業等々を実施しているが、校区の特色を生かした事業展開をしている点が特徴的である。そのような事業を組織する主事としての力量は、実践を積み重ね住民と関わる中で形成されたと思われるが、上記のような学習を通じて培われたものでもある。

このように公民館が区役所に移管され公民館への支援体制が弱体化する中、主事集団として結束して自ら学習を組織するとともに、主事個人として様々なツールを用いて学習を行っている様子を、R主事を通して見ることができる。小さくて古い建物ではあるが明るいオープンなA公民館の雰囲気、そこで生き生きと仕事をしているR主事の様子は、社会教育が再編され縮小されていく中であっても、今までとは異なる工夫をしながら、現場から新たな社会教育の実践を創造していく可能性があることを示している。

とはいえ、A公民館の場合、公民館と自治協議会がそれぞれ独自に活動を行っており、公民館職員が自治協議会の事務を一切請け負っていない、主事は公民館事業に専念できるという環境に置かれていることは付記しておく必要がある。そうではない公民館も存在しているからである。一方で、公民館と自治協議会が独立して活動を行っているデメリットもあるかもしれない。

おわりに

社会教育施設が教育委員会から市長部局に移管されるという事態が全国的に広がっているが、それはコミュニティ行政に社会教育行政が組み込まれていくことを意味している。かつて内務省の自治行政から社会教育行政が離れて独立した歴史的経過からすると、それは歴史の逆戻りのように見える。それは事実であるが、社会教育そのものに地域振興の機能が含まれていたことも歴史的な事実であり、そのような社会教育の持つ教

育としてのあいまい性が現在の事態を生じさせている大きな要因である。しかし、そのあいまい性を直視し、社会教育を教育の論理のみから捉えるのではなく、コミュニティの論理との相互作用において捉えることによって、現在の事態に対応する新たな方向性を見出すことができるかもしれない。

本稿では、福岡市を事例に社会教育を「都市内分権」に位置づけて、教育の論理とコミュニティの論理の関連の動態を検証するとともに、「補完性原理」に依拠し、三層構造における、住民に最も身近な校区の公民館とそれを支援する区に特に注目して、その動態と現場からの実践創造の可能性について考察した。その際、「補完性原理」が十分に作用しない中で、公民館主事がどのように力量形成をしていながら校区の事業を創造していくのか、という点に着目して、一人の主事のインタビューを通して考察した。

【謝辞】

本稿をまとめるに際して、福岡市教育委員会生涯学習課、市民局公民館支援課、コミュニティ推進課、東市民センター、東区役所地域支援課、A公民館R主事等にヒアリングを実施した。この場でお礼申し上げます。

【注】

- (1) 拙稿「福岡市公民館の歴史的な性格と時期区分」『社会教育思想研究』第2号、2003年、九州大学大学院社会教育思想論研究室。
- (2) 福岡市・区政推進会議資料、2007、2008年。
- (3) 「補完性原理」については、多くの文献で論じられているが、特に次のような捉え方を参照した。「補完性原理は、多様な主体による公共的問題解決への寄与や利害調整にあたり、その多様な主体間の調整や調停を促す『参照原理』であり、個人の尊厳を基準として、より規模においても影響力においても小さい、個人に近いレベルにおいて問題の解決が可能となるように支援することを求めるものである。多様な主体間の調整や調停により、多面的な相互依存・相互補完・相互抑制の世界を補完性は創出するという意味では、画一性ではなく多面的な公共性の実現を目指すものとしては『公私』『官民』二元論からの脱却として捉えることができる」(宮崎文彦「公共哲学としての『補完性原理』」『公共研究』第4巻第1号、千葉大学、2007年、p.78)。